

市第39号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「300円」の次に「（横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第2条第2号に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による交付の場合にあっては、250円）」を加え、同条第14号中「300円」の次に「（多機能端末機による住民票に記載した事項に関する証明書の交付の場合にあっては、250円）」を加え、同条第15号中「300円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあっては、250円）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

個人番号カードを利用する各種証明書の交付申請の制度の導入に

に伴い、住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料等を改定するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 12 号まで省略）

(13) 住民票又は戸籍の附票の写し

の交付手数料

1 件につき

300 円

（横浜市行政
手続等におけ
る情報通信の
技術の利用に
関する条例（
平成 16 年 12 月
横浜市条例第
67 号）第 2 条
第 2 号に規定
する市の機関
等の使用に係
る電子計算機
（入出力装置
を含む。以下
同じ。）と電
気通信回線で

接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による交付の場合にあつては、
250 円)

(14) 住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関する証明書の交付手数料

同

300 円
(多機能端末機による住民票に記載した事項に関する証明書の交付の場合にあつては、250 円

)

(15) 印鑑に関する証明手数料 同 300 円

(多機能端末
機による交付
の場合にあっ
ては、250 円

)

(第 16 号から第 163 号まで省略)